

重要事項説明書

検疫運用サービスのご利用にあたっては、この「重要事項説明書」の内容を十分にご理解の上お申し込みください。

利用規約

- ・ 本サービスは、「検疫運用サービス利用規約」に基づいて提供します。
- ・ 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ(以下「当社」といいます)は、利用規約、仕様書、料金表を変更することがあります。利用料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。
- ・ 利用規約の変更は、当社のホームページへの掲載ほかの方法により当社よりお知らせいたします。ただし、このお知らせが到達しない場合にあっても、変更後の利用規約が適用されます。

品質

- ・ 本サービスにより、検疫対象のコンピュータ、サーバ、ネットワーク機器およびネットワークの停止、通信速度の低下、または検疫対象端末に記録されたデータ等の滅失、毀損の可能性があります。この場合、当社は、契約者の直接あるいは間接の損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
- ・ 契約者は、本サービスで提供される検疫結果が契約者の設備の安全性を保証するものではないことを承諾するものとします。検疫結果を基に契約者が契約者の設備の改善や機器の購入等を行う場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

装置の管理、保守

- ・ お客さまは、当社がサービス提供のために貸与する検疫装置をお客さまのネットワーク内に設置する場合、善良な管理者の注意をもって保管し、製造者によって定められた温度、湿度、電源等の環境基準を保持し、仕様に従った運用を行うものとします。
- ・ 検疫装置をお客さまのネットワーク内に設置する際、初期設置はサービス導入時に当社にて行いますが、故障品と代替品との交換作業はお客さまに行っていただきます。
- ・ 当社では、検疫装置に対して、次の行為を禁止しています。
 - 検疫装置を当社の承諾なく設置場所から移動すること。
 - 検疫装置を譲渡または担保に供すること。
 - 検疫装置を分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること。
 - 検疫装置のソフトウェアの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
 - 検疫装置のソフトウェアの全部または一部を複製、改変、その他検疫装置のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
 - 当社の許可なく検疫装置の設定を変更すること。
 - 検疫装置を転貸または売却して第三者に利用させること。
- ・ 検疫装置は、故障することがあります。
 - お客さまの責任による故障、自然災害による故障および損傷、紛失または盗難の場合には、検疫装置の

修理費用または購入代価をお支払いいただきます。

上記以外の原因による検疫装置の故障は、当社が無償で代替品を送付します。

サービス提供の中止

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することがあります。

- ・ 当社の本サービス用設備の保守、工事、または障害等やむを得ないとき。
- ・ 天災、地変、その他非常事態が発生、もしくは発生する恐れがあるとき。

契約の解約

- ・ 本サービスに関する契約の最低契約期間は、利用開始日から1年間を経過するまでとし、期間満了の30日前までに解約の申し出がなければ更に契約期間を1年間延長し、以後も同様とします。
- ・ 最低契約期間中に解除する場合、最低契約期間の残余の期間に対応する費用の額を当社の定める期日までにお支払いいただきます。
- ・ 最低利用期間経過後は、お客さまは、当社に書面で通知することにより、契約を解約することができます。この場合の解約日は、通知が当社に届いた日の翌月末日となります。

装置の設定変更

- ・ お客さまが検疫装置の設定の変更を希望する場合には、当社所定の手続きにより申し出ていただけます。
- ・ 検疫装置の設定の変更には、利用規約に定めた変更工事費用の支払いが必要となります。

料金の請求、支払方法及び支払期限

- ・ 本サービスの料金の課金開始日は利用開始日の翌月1日とします。
- ・ お客さまへの請求書の発行は月末締めで行います。お客さまは、当社に対し、当該請求があった月の翌月6日までに当該請求があった金額を当社の指定する金融機関の口座に振り込むものとします。なお、振込み手数料はお客さま負担となります。
- ・ 利用開始月は、初期工事費用のみの請求になります。また、検疫装置の設定の変更があった月の請求額は、設定変更工事費用と月額料金の合計額になります。

注意

本説明書は、提供条件の抜粋であり、詳細は、利用規約、仕様書に記載してあります。

(第1.0版)平成19年11月20日制定